

平成28年度 第6回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年9月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成28年度第6回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 22名 定員 29名
欠席 5名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
	○	1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	佐藤角二	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
	○	9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
	○	13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
	○	15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
	○	25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成28年度 第6回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成28年9月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 9 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>2 番 目黒 隆弥 委員</u> <u>4 番 馬場 公雄 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（2年未満の転用）について 許可不要転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 10 時 23 分

平成28年度第6回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第6回魚沼市農業委員会総会は、平成28年9月27日広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席数をご報告いたします。委員定数27名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号1番中澤正規委員、議席番号9番大島強喜委員、議席番号13番櫻井信夫委員、議席番号15番阿達正委員、議席番号25番渡邊弘義委員の5名です。出席者数22名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から平成28年度第6回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。お願いします。

（時刻は9時30分）

上村会長

（挨拶）

会務報告

議長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回特段の報告事項はございません。ただ最後に「その他」の項目で、10月に開催されます県外研修について、少し皆さんにお話をさせていただきたいと思います。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会、別にございませぬ。

広報部会長（菰澤芳子委員）

広報部会でも特に皆さんに報告するようなことはありません。

議長（上村会長）

ただ今、報告事項が終了いたしました。事務局長のほうから補足をお願いいたします。

事務局（山本事務局長）

主要会務の予定の中に、先ほど冒頭にお配りしておりました11月11日にあります中越協議会の研修会が抜けておりました。追加をお願いしたいと思っております。

議長（上村会長）

ただ今、会務報告並びに部会報告が終わりました。内容について、質問等ありましたらお願いいたします。

10月につきましては、非常に行事があちらの団体・こちらの団体というようなことで、重なっております。非常に忙しくなってきますが、ひとつご出席のほうをお願いしたいと思います。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号2番目黒隆弥委員及び議席番号4番馬場公雄委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

次に、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は31件の届出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配布ということでございます。内容について、ご質問・ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、届出のとおり承認するものといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の9ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は10件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付け等されている農地があります。相続人は県外の方もおいでですが、魚沼市にお住まいの方が耕作しておりますので、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について、ご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書 10 ページをお願いします。

日程第 3 報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」について、今月は 1 件の届出がありました。

整理番号 1 申請人 ****
申請地 ****の一部 田 58 m²
転用目的 農機具格納庫

議 長（上村会長）

報告第 3 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、ご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りをいたします。報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することによりよいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

許可不要転用届出について

議 長（上村会長）

日程第 3 報告第 4 号「許可不要転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書 11 ページをお願いします。

日程第 3 報告第 4 号「許可不要転用届出」について、今月は 1 件です。

整理番号 1 申請人 ****
申請地 **** 畑 697 m²
新地目 ため池
転用目的 農地利用増進の為、昭和 20 年頃より、農業用ため池として使用している。

申請地は昭和 20 年頃より、農地利用増進のため、農業用ため池として利用しているところであり、農地法施行規則第 29 条により、自らの耕作に供する他の農地の利用の増進のために転用する場合については、転用許可は不要であり、この度届出があったものです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第 4 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、ご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第4号「許可不要転用届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書12ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は売買による所有権移転4件、使用貸借権の設定2件、合計6件です。

整理番号1 申請地 ***** 田 397 m²
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 権利種別 所有権移転 売買 *****円/坪

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地に隣接する田は、譲受人の所有する農地であり、譲受人が所有している農地と一体で耕作しているところであり、譲渡人が高齢で耕作することが困難なため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等を行い、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 ***** 田 1,135 m²
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作することが困難なことから、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等を行い、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか1筆 合計6,023 m²
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢であり、県外に居住していることから耕作することが困難なため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年

数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 **** 田ほか2筆 合計2,247㎡
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 全体で****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢であり、耕作することが困難なため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号5番は、経営移譲の再設定によるもの、整理番号6番につきましては、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説明を省略させていただきませんが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番から6番まで議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明等ありましたら、お願いいたします。

梅田隆夫委員

整理番号1番ですが、事務局の説明のとおりですけれども、現地も確認しましたし、引き続き耕作していくものと思われまます。以上です。

小幡悦男委員

整理番号2番ですが、****・****の両者から話を聞いて現地確認したんですが、近年行われた圃場整備の関係で分田だったということで、非常に不都合が生じているということで、土地の売買をして復旧していただきたいということです。

星野貞樹委員

整理番号3番ですが、****さんと会って話を聞いてまいりました。問題はないと思います。

小西正春委員

整理番号4番ですが、事務局の説明したとおりでございます。現場も確認しましたらきれいに耕作されていますので、何ら問題ないと思います。

議長（上村会長）

整理番号5番・6番については、事務局の説明のとおりでございます。

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行

います。

最初に、所有権移転売買に関する整理番号1番から4番まで、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、貸借権の設定に関する整理番号5番・6番については、事務局の説明のとおりということであります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、整理番号1番から6番まで許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、申請のとおり許可することと決定いたします。

事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の14ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は1件です。

整理番号1	当初計画者	*****
	承継者	*****
	申請地	***** 田 193 m ²
	当初転用目的	一般住宅建築用敷地
	変更申請概要	宅地拡張（雪処理場）
	変更理由	当初計画者が住宅の建築を断念し、隣接地に居住する承継者において、住居及び車庫の雪処理に苦慮しているため。

申請地は大石地内です。昭和55年12月に農地法第5条第1項の規定による許可を得て一般住宅を建築予定でしたが、その後住宅の建築を断念しました。承継者については申請地奥の居住者であり、隣接地に車庫も建設したことから、雪の処理に苦慮することとなり、この度申請地を取得し、宅地の拡張をし、雪処理場としたいとの事業計画変更の承認申請があったものです。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

小島結治委員

整理番号1ですが、確認がまだ終わっておりません。後ほど確認をいたします。

議長（上村会長）

それでは、事務局の説明のとおりということをお願いいたします。後ほど確認のほうをお願いします。

事務局並びに地区担当委員の説明ということで終了いたしました。内容について、ご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

では、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」については、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（高橋主任）

議案書15ページをお願いします。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	233 m ²
	農地区分	第二種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	農機具格納庫（物置）1棟	77.01 m ²	
	転用目的	農機具格納庫（物置）敷地		
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。		

申請地は*****地内です。申請地は、先代が手続き未了のまま物置を昭和57年に建築し、現在まで宅地として利用しています。始末書が提出され、追認の案件となっております。以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、ご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。これにつきましては、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書16ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は6件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計191㎡
	農地区分	第二種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****万円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	雪処理場		
	転用目的	住宅敷地の拡張		
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。		

申請地は下倉地内の農地です。冬季の雪処理に大変苦慮しておりました。この度、所有者と話がまとまり申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	田ほか3筆	合計2,803㎡
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	賃借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	コンビニエンスストア店舗1棟、駐車場(普通車23台、大型車5台)		
	転用目的	コンビニエンスストア建築及び駐車場敷地		
	判断理由	申請にかかる農地を特別の立地条件を必要とする流通業務施設・休憩所・給油所・その他これらに類する施設であり、一般国道の沿道の区域に設定されるものであるため。		

申請地は*****地内の農地です。*****地内で営業している既存の店舗においては、駐車場が狭く隣接者に迷惑をかけていることから、移転先を探していたところ、この度所有者と話がまとまり、申請があったものです。

なお、こちらの申請地については、農振除外の許可済みであります。

整理番号3 申請地 **** 畑ほか2筆 合計 514 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 バス駐車場敷地（大型バス2台、中型バス2台、マイクロバス4台）
転用目的 バス駐車場敷地
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は****地内の農地です。現在は車両工場の前にバスを駐車しておりますが、出入口であるため不便をきたしている状況であり、駐車スペースを探していたところ、この度隣接地の所有者と話がまとまり、申請があったものです。

整理番号4 申請地 **** 田ほか1筆 合計 982 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 集合住宅1棟2階建て（8世帯）、駐車場16台
転用目的 集合住宅建築用敷地及び駐車場敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため。用途地域は工業地域になります。

申請地は****地内の農地です。需要に伴い集合住宅1棟の建築について所有者と話がまとまり、この度申請があったものです。

整理番号5 申請地 **** 畑 191 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 使用貸借権設定
貸付人 ****
借受人 ****
申請概要 一般住宅1棟2階建て
転用目的 住宅建築の為
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は****地内の農地です。市内アパートに住む借受人家族は、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を親より借受け、一般住宅を建築する旨、申請があったものです。

整理番号6 申請地 **** 田 289 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****

譲受人 *****
申請概要 一般住宅1棟3階建て
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域に定められているため。
 用途地域は第1種中高層住居専用地域です。

申請地は*****地内の農地です。申請地向かいに住む譲受人家族は息子家族と同居しており、孫の成長に伴い手狭になったため、住宅建築用地を探していたところ、向かいの申請地が売りに出たので、所有者と話がまとまり、この度一般住宅を建築する旨、申請があったものです。

既存住宅には、親子家族が引き続き住む予定とのこと。以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

菑澤芳子委員

整理番号1番ですが、事務局の説明のとおりです。*****さんと一緒に現地を確認いたしました。周りの方には影響がないと思われまます。

梅田隆夫委員

整理番号2番ですが、既存のセブンイレブンが移転しなきゃならないということが前々からありました。決まったところで説明の敷地のほうにも、この間農業委員会のところで私もそういう説明受けましたので、周りに影響がないかなと思っております。

橘 精一委員

整理番号3番ですが、先日現地を確認しまして、周りに農地等ないので、影響はないと思います。以上です。

小島結治委員

整理番号5番ですが、事務局の説明のとおりです。一般住宅が立て込んでいる中の畑ですので、特に影響はないと思います。

議 長（上村会長）

整理番号4番、6番については、阿達委員が欠席で事務局の説明のとおりということでございます。

ただ今、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は整理番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号2番について、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり承認することでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり承認することでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり承認することでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から6番まで許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書18ページをお願いします。

議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は11件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか2筆	合計1,716㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和後期頃より耕作放棄となり農地でなくなったため。		
整理番号2	申請地	*****	畑	146㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和50年頃より、道路買収の結果、形状が悪化し耕作をしなくなり、原野化したため。		
整理番号3	申請地	*****	田	21㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和初期の頃より、耕作されていないため、原野化しており、農地として復元することは困難なため。		
整理番号4	申請地	*****	畑ほか1筆	合計3,020㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和初期の頃より、耕作されていないため、原野化		

しており、農地として復元することは困難なため。

- | | | |
|---------|-----------------------------|--|
| 整理番号 5 | 申請地
新地目
申請者
非農地の原因 | ***** 畑 522 m ²
原野

昭和初期の頃より、耕作されていないため、原野化
しており、農地として復元することは困難なため。 |
| 整理番号 6 | 申請地
新地目
申請者
非農地の原因 | ***** 畑ほか3筆 合計 2,516 m ²
原野

昭和初期の頃より、耕作されていないため、原野化
しており、農地として復元することは困難なため。 |
| 整理番号 7 | 申請地
新地目
申請者
非農地の原因 | ***** 畑ほか5筆 合計 2,462 m ²
原野

昭和初期の頃より、耕作されていないため、原野化
しており、農地として復元することは困難なため。 |
| 整理番号 8 | 申請地
新地目
申請者
非農地の原因 | ***** 畑 329 m ²
原野

昭和初期の頃より、耕作されていないため、原野化
しており、農地として復元することは困難なため。 |
| 整理番号 9 | 申請地
新地目
申請者
非農地の原因 | ***** 畑ほか3筆 合計 2,040 m ²
原野・山林

昭和初期の頃より、耕作されていないため、山林・
原野化しており、農地として復元することは困難な
ため。 |
| 整理番号 10 | 申請地
新地目
申請者
非農地の原因 | ***** 畑 675 m ²
原野

昭和 60 年頃より、耕作されていないため、原野化
しており、農地として復元することは困難なため。 |
| 整理番号 11 | 申請地
新地目
申請者
非農地の原因 | ***** 畑 213 m ²
原野

昭和 60 年頃より、耕作されていないため、原野化
しており、農地として復元することは困難なため。 |

議長（上村会長）

議案第5号について、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意

見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号1番から11番まで申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書21ページをお願いします。

日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	33件
	筆数	235筆
	面積	156,925.24 m ²

なお詳細につきましては、事前配布のとおりです。

今月は所有権移転はありませんでした。以上です。

議 長（上村会長）

議案第6号について、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（高橋主任）

- ・全国農業新聞の増部目標数と現状、普及に関する資料について

事務局（山本事務局長）

- ・農業委員等の定数条例の進捗状況と定数が定まった後の流れについて
- ・農地パトロール報告書未提出の方への催促

議長（上村会長）

以上をもちまして、本日の提案の報告・議案各事項においては、慎重審議をいただきました。全て終了をいたしました。ありがとうございました。

（時刻は10時23分）

上記会議の内容は、平成28年度第6回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
